

川 第 号
年 月 日

工事着手延期等要請書

住 所
氏 名 様

川崎市長 印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第18条の規定により要請します。

なお、同条例第22条第1項第3号の規定により、この要請に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することがあります。

事業の名称			
事業区域の地名地番			
要 請 事 項			
<input type="checkbox"/> あ っ せ ん	<input type="checkbox"/> 調 停		
<input type="checkbox"/> 工事着手の延期 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 工 事 の 停 止 年 月 日 まで		
要請の理由			

(注) 要請事項のうち該当するものに、を打ってあります。

川崎市指令 第 号

住 所
氏 名 様

措 置 命 令 書

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第21条第 項の規定により、 年 月 日までに次の措置を行うことを命じます。

なお、同条例第22条第2項の規定により、この命令に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することがあります。

年 月 日

川崎市長 印

措 置 命 令 事 項	根 拠 条 文
<input type="checkbox"/> 標 識 の 設 置	条例第9条第1項
<input type="checkbox"/> 報 告 書 の 提 出	条例第11条第1項
<input type="checkbox"/> 求めた報告書の提出	条例第11条第3項 ・ 条例第3条第2項ただし書及び第3項ただし書
建 築 物 の 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	
この処分不服があるときは、この措置命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この措置命令書を受け取った日（前記の異議申立てをした場合には、当該意義申立てに係る決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。	

(注) 措置命令事項のうち該当するものに、を打ってあります。

川 第 号
年 月 日

公 表 通 知 書

住 所
氏 名 様

川崎市長 印

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第22条第3項の規定により、次の理由により公表を行います。これについて意見を述べ、証拠を提示する機会を与えますので、書面にて、 年 月 日までに次のところに提出してください。

書 面 提 出 先			
事 業 の 名 称			
事業区域の地名地番			
公 表 の 理 由	根 拠	条 文	
<input type="checkbox"/> あっせんの出席等の勧告に応じない。		条例第12条第6項	
<input type="checkbox"/> 調停の受諾の勧告に応じない。		条例第14条第2項	
<input type="checkbox"/> 工事着手の延期等の要請に応じない。		条例第18条	
<input type="checkbox"/> 措置命令に従わない。		条例第21条第1項 ・ 第2項	
備 考			

(注) 公表の理由のうち該当するものに、を打ってあります。